

会 議 録

日	令和6年2月16日(金)	時間	11:00~11:35	場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
件名	令和5年度 糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会				
出席者	【出席者】 委員：備酒委員、恩田委員、斉木委員、牛木委員、岡尾委員、横澤委員、吉井委員、内藤委員、 沖田委員、野本委員、中村委員、岡田委員、岡崎委員、山本委員、遠山委員、磯貝委員 事務局：福祉事務所 山岸次長、仲谷係長、岡野主査 【欠席者】 大谷委員、大久保委員、田中委員				
	傍聴者定員	—	人	傍聴者数	0人

会議要旨

進行（事務局）

1 開会

要綱の規定により、委員の半数以上の出席があるため本会は成立する。
本会は、障害者差別解消法第19条の規定により秘密保持義務がある。

2 自己紹介

委員名簿により自己紹介

3 報告・協議事項

(1) 令和5年度 事業の取組状況

資料により事務局から説明

（委員）

障害者理解促進事業補助金について、令和6年度から団体イベント等の情報保障についても助成対象にするということだが、こまくさ主催のバリアフリートークでの要約筆記等も助成対象になるか。

（事務局）

市がそのイベント等の共催になっているかなどと関係してくるが、市の別の補助が入らない団体のイベント等を対象にすることを考えている。例えば、商工会議所の事業で、法人会等が講演会を行う際に、手話通訳を設置する場合など。詳細は、個別に相談させていただきたい。

（委員）

当事者から情報保障があるとイベントに参加しやすいと聞いており、補助金を活用してイベント等を開催していただけるとありがたい。

(2) 意見交換・情報交換

（委員）

学校では公開学習を行う機会がある。車椅子の子もいて移動の部分で大きな課題があり、それに係る対応で思ったことがあるので紹介する。1点目は、えちごトキめき鉄道の能生駅で降車したいということで、駅

次項へ

に段差があるため移動が難しいということを駅側と話したとき、初めはいい顔をされなかった。駅員も少ないので、何かサポートすることは正直難しいという話だった。最終的には、普段駅員しか通らないルートを通行する提案があり、そちらを通していただくことで移動できた。最初からその提案があればよいのと思った。2点目は、フォッサマグナミュージアムに冬に行ったが、降雪があり、入口のスロープが使えず、段差のある階段を、子どもを持ち上げて移動するしかないと言われた。雪のある足場のわるい中で、子どもを持ち上げることは危険性があるので、施設側が除雪できないということであれば、学校側で行うのでスロープを利用させてもらえませんかと言ったが、施設側が難色を示した。何度かやりとりをし、結局、職員が通る裏口にスロープがあるのでそこを使うことになった。特に2点目は、公共施設であるし、糸魚川市が世界に売り込んでいる施設なのに、そもそも除雪してないのはどうなのかと思うし、施設側で除雪対応が難しいということであれば、学校側で除雪をすると言っているのだから、受け入れてもらってもよいと思うが、何が障害だったのか正直よくわからない。過度な負担をお願いしているつもりは全くないので、別ルートがあるのであれば、初めから提案していただき、それで済む話だったのではないかと思う。車椅子の対応があるという話があれば、通常とは違う動きをしないといけないということを頭に入れておいてもらい、いくつか提案を用意していただけるとありがたい。

(事務局)

商工会議所主催の講演会などで、障害者への配慮や情報保障ということで手話通訳をつける取り組みを行っているか教えていただきたい。

(委員)

以前開催していた文化講演会では、手話通訳をお願いしていたが、コロナ禍前から文化講演会を中止しており、今後も廃止事業ということで開催予定はない。そのため、手話通訳をお願いする事業は今のところ商工会議所の事業としてはない。その他の事業で配慮しているかという点、あまり議題に上がらないのが現状。現場で、障害のある方が来られれば、当然配慮させていただき、対応はしっかりする。特にクレーム等もない。

(委員)

障害者理解促進事業補助金制度が始まったのはいつからか。この2年間は実績0件ということだが、その前は利用実績があったか。

(事務局)

令和2年度から始まった事業で、最初は2、3件の実績があった。対象は市内の事業所、医療機関などになる。コロナ禍の際はパーテーションをつけたり、お客様と相對するための筆談ボードを購入したり、障害者の駐車スペースを確保するためのラインを引いたりなどの実績がある。今後医師会などにも周知していると思っている。周知は広報等で行っているが、なかなか読んでいただけていない結果だと思う。見ていただける情報と、市の伝え方の工夫が必要だと考えている。

(委員)

補助金は、事業者が申請しなければいけないか、障害者個人は対象にならないか。

(事務局)

事業者が合理的配慮をしていただくための補助金なので、事業者を対象にしている。障害のある方が、自身で日常的に使う用具に対する補助ではない。そういった用具が必要であれば、障害の制度の中で助成制度があり、少し高度な用具になるが給付できる物がある。

(委員)

補助金は、全額支給か一部支給か。

次項へ

(事務局)

補助金は、1件当たり上限が2万円で全額支給になる。

(委員)

能生地域のグループホームの動きについて伺いたい。

(事務局)

市議会にも報告しているが、笹良町という、能生事務所から100から150m程離れた所に、能生地区の区民会館が建っている。建物の前には、市が一般の方に貸し付けている駐車場があり、建物のある所と駐車場の一部を利用して、グループホームを建設することで進んでいて、運営法人の奴奈川福祉会が整備する。現在は物価高騰や人件費の高騰もあり、かなり費用を要するため、国の補助金を充てられないかということで法人が国と協議している。話が進めば、令和6年度中に建設、7年度からの開所という見込み。定員は、短期入所の方1人を含む6名。男性棟、女性棟と建物が分かれるので、性別に関係なく入居できる形を考えていると聞いている。

(委員)

一部反対の声があったが、計画に沿って進められているということか。

(事務局)

地元との協議や説明会を行い、映画の鑑賞会なども行う中で、最終的には地区からここを使ってもいいという返事をいただけたことがグループホームを整備してもよいということなのだと思っている。

能生地域に初めて障害者のグループホームができるということで、地域の方もよくわからず不安だという声があったのは事実。何回か話し合いさせてもらい、最初に予定していた場所は反対の声も多かったし、場所的にも地理的な問題があり、あまりよろしくないだろうということで、笹良町でどうかということになった。そこでも同じように不安だとおっしゃる方はいたが、何回か懇談会などを行う中で最終的には地区からご理解いただき、今ここまで進められている。

4 その他

事務局より、障害者差別解消のための新潟県条例の制定の動き、令和6年4月1日施行の改正障害者差別解消法の内容、内閣府の障害者差別に関する相談窓口の試行事業について情報提供した。

5 閉会

以上